

サービス産業動向調査 ニュース No.61 令和6年9月発行



総務省統計局

〒162-8668

東京都新宿区若松町19番1号

特集

令和7年1月から始まるサービス産業動態統計調査について

日頃からサービス産業動向調査にご回答いただき、誠にありがとうございます。

これまで本紙面を使ってご案内させていただきましたが、総務省統計局が現在実施しております「サービス産業動向調査」と「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省所管）を統合し、新たに「**サービス産業動態統計調査**」が創設されることとなりました。これは、サービス産業分野の統計のより一層の整備を進める観点から、政府方針を受けて国が実施する調査の中でも特に重要な「**基幹統計調査**」として実施されることになったものです。

「サービス産業動態統計調査」は来年1月調査から総務省統計局において実施いたしますが、調査開始に先立ち概要についてご紹介いたします。

サービス産業動態統計調査

調査の目的

サービス産業の月ごとの動態を明らかにするため、総務省統計局が統計法に基づき毎月実施します。

調査の内容

「サービス産業動向調査」での調査事項を引き継ぎつつ、従業者数欄の内数を簡素化するなど一部調査事項の変更を行います。

回答期限は、現行の翌月20日までから翌月15日までに変更になります。

調査対象は、サービス産業を営む企業等・事業所になります。調査依頼は別途郵送にて行います。

調査実施 令和7年1月～（毎月）

主な調査内容

調査事項

- 売上（収入）金額
- 従業者数

等

調査方法

- インターネット
- 郵送（調査票）

回答期限

- 翌月15日



※ 調査をお願いする企業等・事業所の皆様には、調査に関するご案内を令和6年11月頃から順次発送し、調査関係用品を令和7年1月から発送する予定ですので、お手元に届きましたらご確認ください。

※ 調査は国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

◆ サービス産業動態統計調査の内容は、統計局ホームページからもご覧いただけます。

サービス産業動態統計調査

検索



<https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.html>

（裏面へつづく）

「サービス産業動向調査」は令和6年12月分調査まで実施します。

引き続き、サービス産業動向調査へのご理解・ご回答を賜りますようよろしくお願いいたします。

調査に関する Q&A

Q. サービス産業動向調査（現調査）とサービス産業動態統計調査（新調査）は何が違うのですか？

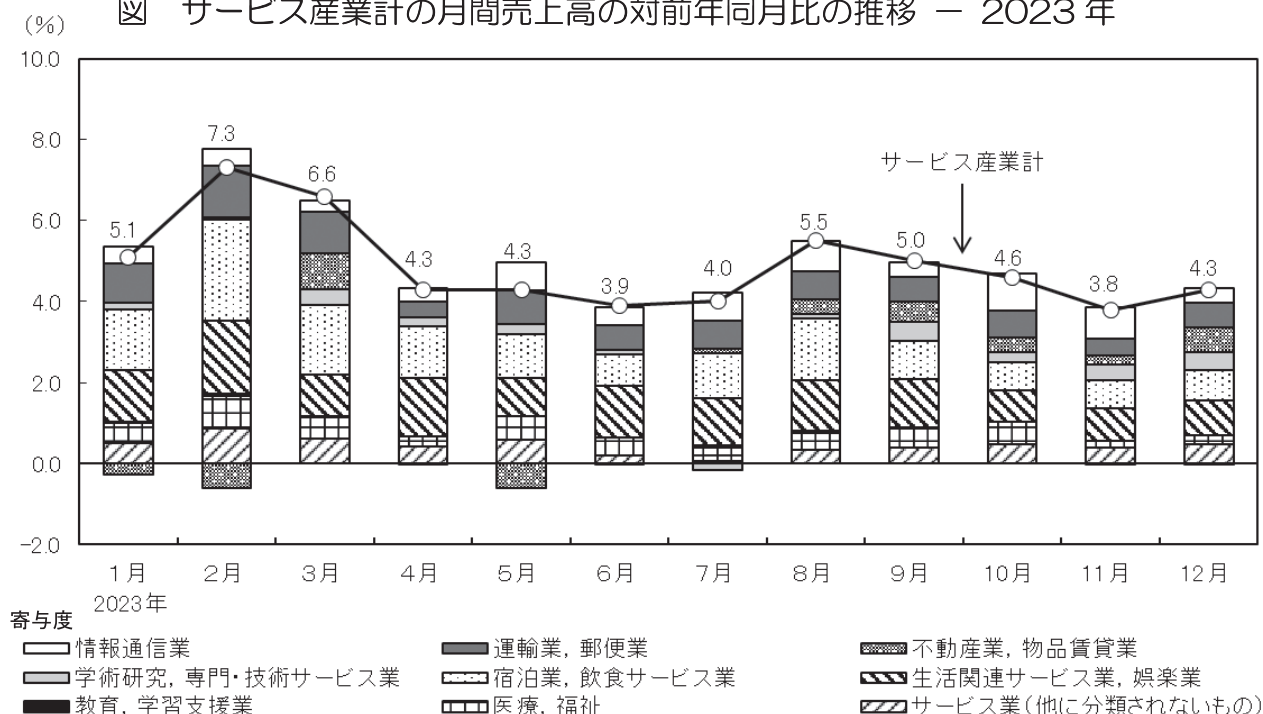
A. 新調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、国が実施する調査の中でも特に重要な統計調査（基幹統計調査）として位置付けられ、報告義務が課されます。また、新調査の調査事項は、現調査の調査事項を引き継ぎつつ、従業者数欄の内数を簡素化するなど負担軽減を図ります。一方で、回答期限が 5 日早まり、これに伴い結果公表時期も早まります。

具体的には、調査対象に送付される調査関係用品をご確認ください。

調査の結果からわかること

我が国のサービス産業の売上等が月ごとに明らかになります。調査結果は翌々月下旬に公表します。サービス産業動向調査（2024 年まで実施）の 2023 年の結果をみると、サービス産業全体の売上高の対前年同月比は、全ての月で増加しました。（下図）

図 サービス産業計の月間売上高の対前年同月比の推移 — 2023 年



サービス産業動向調査実施事務局からのお知らせ

サービス産業動向調査の調査票の記入のしかたについてのお問い合わせ、インターネットによる回答についてご不明な点、また、調査票や調査票提出用封筒が見当たらない場合などは、下記のサービス産業動向調査実施事務局までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】 サービス産業動向調査実施事務局

【フリーダイヤル】 0120-250-069（無料）

※IP 電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6744-8270（有料）

【受付時間】 平日（土・日・祝日・年末年始を除く）9：00～18：00

◆ サービス産業動向調査の公表結果は、統計局ホームページからご覧いただけます。

サービス産業動向調査

検索

<https://www.stat.go.jp/data/mssi/index.html>



サービス産業動向調査にご回答いただき、ありがとうございます。